

子ども家庭支援センター事業の概要

(平成21年度)

基本的な考え方	趣 旨	子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子どもと家庭を支援するネットワークの構築を図る。	
	実施主体	区市町村。ただし、社会福祉法人へ委託して行うこともできる。(設置単位は区市町村に概ね1か所。)	
	センターの種類	①先駆型子ども家庭支援センター(以下「先駆型」という。) ②従来型子ども家庭支援センター(以下「従来型」という。) ③小規模型子ども家庭支援センター(以下「小規模型」という。)	
	実施事業	先駆型は、①子ども家庭総合ケースマネジメント事業(総合相談、在宅サービスの提供・調整、サービス調整(関係機関の連携による援助の実施))、②地域組織化、③要支援家庭サポート事業(虐待家庭等に対する見守りサポート、虐待を未然に防止するための虐待防止支援訪問、育児支援ヘルパー派遣の各事業)、④在宅サービス基盤整備事業を実施し、⑤専門性強化事業を実施することができる。従来型及び小規模型は、①②の事業を行うほか、④及び⑤の事業を実施することができる。	
事業内容(先駆型) ※①②のみは従来型	①子ども家庭総合ケースマネジメント事業	総合相談	(相談内容) ケースマネジメントの手法により、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じる。保護者はもちろん、子ども自身からの相談にも応じる。 (関係機関との連携) 保健、福祉、医療、教育等の専門機関と連携して子ども家庭支援ネットワークの構築、ケース会議や調整会議を開催する等、総合的支援のコーディネートを実施。
		子ども家庭在宅サービス等の提供	(事業内容) センター及び他の児童福祉施設等において、ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育(派遣型含む)等子ども家庭在宅サービスの各事業を積極的に提供するほか、地域のニーズに応じた子育て支援サービスの実施に努める。 (情報提供) 地域で子育て家庭に提供されている様々なサービスの実施状況を把握し、インターネット等を活用して広く情報提供をするなど、子育て家庭への利便性の向上を図る。
		サービス調整	児童相談所や保健所等の関係機関と連携し、個々の相談者が抱える問題に最も適した解決が図られるよう関係機関と調整する等、相談内容に応じた適切な指導・援助を行う。
	②地域組織化事業		(1) 子育てグループ等地域のグループ活動の支援 (2) ボランティア育成、ボランティア団体の支援やボランティアに関する情報提供、活用 (3) 相談の結果分析やアンケート調査等による地域の福祉ニーズの調査研究 等の活動を地域の実情に応じて実施する。
	③要支援家庭サポート事業	見守りサポート事業	児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが、在宅での指導が適当と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護若しくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行う。
		養育支援訪問事業	○ 乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、中核機関の下に、保育士、保健師等の専門的知識及び経験を有するもので、当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者が、当該家庭を訪問し、養育に関する相談及び指導を行う。 ○ 養育支援が特に必要と判断した家庭に対して、一定の目標を設定し、研修を受講した者による、産じょく期の母子への育児相談や簡単な家事等の援助をする育児支援ヘルパーの派遣を行う。
	④在宅サービス基盤整備事業		地域における在宅サービスの量的な充実を図るため、区市町村が実施する子ども家庭在宅サービス事業の担い手となりうる養育家庭の普及等の活動を行う。
	⑤専門性強化事業	虐待対応力の強化	虐待対応を強化するため、児童福祉司任用資格を有する常勤職員(虐待対策ワーカー)を複数名配置し、要支援家庭サポート事業を強化する取組を実施する。なお、実施に際して、平成23年度までの経過措置(※「職員体制」参照)を設ける。
		心理的ケアへの取組	子どもや保護者等の心理的側ケアに加えて、保育所や子育てひろば等の関係機関に対して、支援の方法等をスーパーバイズできる心理専門支援員を配置することで、心理の専門的な取組を強化する。
	運営協議会		センターの運営に資するため、住民、民間団体及び関係行政機関等を構成者とする運営協議会を設置する。 運営協議会は、センターの基本的な活動内容及び運営方法について検討し、区市町村長に対し必要な意見を述べるほか、センターの活動に参加・協力する。

職員体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>資格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">子ども家庭支援ワーカー</td> <td>常2</td> <td rowspan="2">社会福祉士、保健師、経験豊富者等</td> </tr> <tr> <td>非1</td> </tr> <tr> <td>専門相談員</td> <td>非1</td> <td>医師、保健師、教育関係者等</td> </tr> <tr> <td>地域活動ワーカー</td> <td>非1</td> <td>活動経験者等</td> </tr> <tr> <td>虐待対策ワーカー</td> <td>常1</td> <td>児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者(社会福祉士等)等</td> </tr> <tr> <td>専門性強化事業 (虐待対策ワーカー)</td> <td colspan="2">虐待対策ワーカーの配置を常勤2名以上とし、少なくとも2名(ただし経過措置として平成23年度までは1名)は児童福祉司任用資格者とする。</td> </tr> <tr> <td>専門性強化事業 (心理専門支援員)</td> <td>常1又は 非2以上</td> <td>臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	資格等	子ども家庭支援ワーカー	常2	社会福祉士、保健師、経験豊富者等	非1	専門相談員	非1	医師、保健師、教育関係者等	地域活動ワーカー	非1	活動経験者等	虐待対策ワーカー	常1	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者(社会福祉士等)等	専門性強化事業 (虐待対策ワーカー)	虐待対策ワーカーの配置を常勤2名以上とし、少なくとも2名(ただし経過措置として平成23年度までは1名)は児童福祉司任用資格者とする。		専門性強化事業 (心理専門支援員)	常1又は 非2以上	臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等	施設整備	原則として次の施設を設ける。 ① 相談室(相談の秘密が守られること) ② 地域活動室(講習会、グループ活動用) ③ 交流スペース ④ 事務室(他のスペースと代替可)
	区分	種別	資格等																						
	子ども家庭支援ワーカー	常2	社会福祉士、保健師、経験豊富者等																						
		非1																							
	専門相談員	非1	医師、保健師、教育関係者等																						
	地域活動ワーカー	非1	活動経験者等																						
	虐待対策ワーカー	常1	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者(社会福祉士等)等																						
	専門性強化事業 (虐待対策ワーカー)	虐待対策ワーカーの配置を常勤2名以上とし、少なくとも2名(ただし経過措置として平成23年度までは1名)は児童福祉司任用資格者とする。																							
専門性強化事業 (心理専門支援員)	常1又は 非2以上	臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等																							
※ 小規模型は、子ども家庭支援ワーカーとして非常勤1名の配置で可(この他、児童福祉業務に従事する常勤職員が兼務することが必要)	※ 合築施設等への分散配置も可。 ※ ②と③は共用可																								
※ 虐待対策ワーカーは、先駆型子ども家庭支援センターを設置している場合に配置																									
21年度 要求規模	(補助基準額) 先駆型:24,000×27市町、従来型:17,000×2町、小規模型:2,300×7町村、在宅サービス基盤整備事業加算分:1,000×27市町 (補助率)1/2 (単位)千円 専門性強化事業加算分:虐待対応力の強化 6,042×29市町村、心理的ケアへの取組 6,042×29市町村																								
備考	(子ども家庭支援センター設置状況)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か所数</td> <td>52区市町</td> <td>56区市町村</td> <td>57区市町村</td> <td>58区市町村</td> </tr> <tr> <td>先駆型(再掲)</td> <td>21区市</td> <td>31区市町</td> <td>44区市町</td> <td>47区市町</td> </tr> </tbody> </table>	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	か所数	52区市町	56区市町村	57区市町村	58区市町村	先駆型(再掲)	21区市	31区市町	44区市町	47区市町								
	年度	17年度	18年度	19年度	20年度																				
か所数	52区市町	56区市町村	57区市町村	58区市町村																					
先駆型(再掲)	21区市	31区市町	44区市町	47区市町																					